

国の出先機関改革の迅速かつ確実な実行について

国の出先機関の地方移管は、二重行政の解消はもとより、地域住民によるガバナンスを強化し、多様な地域の実情に応じた政策展開を可能とすることを通じ、効果的かつ効率的な行政を実現していく改革である。

この改革の推進に向けて、政府が示した「広域で意思統一が図られた地域からの発意に基づき移譲する」との方針に速やかに呼応するため、地方も議論を重ね、四国知事会においては本年2月、中国地方知事会においては6月に、法案を含む国の制度設計の内容を見極めつつ、特定広域連合の設立に向けた準備を進め、出先機関の受け入れに取り組む方針を固めたものである。

しかしながら、取り組みの前提となる法律案は、政府が自ら目標に掲げた平成24年通常国会への提出に至らず、このままでは改革の失速・停滞を招く懸念がある。

併せて、検討中の法律案においては、移譲事務や国の関与、財源措置など制度の根幹に関わる基本的事項が具体的に明示されておらず、さらに中四国に関わる共通課題として、出先機関の管轄区域を包括する特定広域連合でなければ移管が認められないなど様々な制度上の課題があり、これら諸課題の解決に向けた議論にも速やかに取り組む必要がある。

政府においては、道半ばであるこの改革の流れを止めることなく、出先機関の丸ごと移管の実現に向けて、迅速かつ確実に改革を実行していくよう、特に次の事項について強く要請する。

1 国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案の早期成立

法律案に関し、市町村の十分な理解を得るよう丁寧かつ迅速に協議を進めたいうで、地方の意向に沿った内容で速やかに閣議決定を行い、次の臨時国会に確実に法案を提出すること。

さらに、一日も早い法案の成立に向けて最大限尽力すること。

2 制度上の諸課題の速やかな解決

具体的な議論が先送りされている「移譲事務の全体像」や「国の関与の手法」、「財源措置のフレーム」などは、地方移管の成否に関わる重要事項であり、これらについての政府の考え方を早急に示したうで、詳細な制度設計に向けた議論を速やかに開始すること。

その際は、移譲事務の実施主体となる地方の意見を真摯に受け止めながら、地方の自主性が発揮できる効果的な制度の構築を目指して、精力的に協議を行うこと。

平成24年10月16日

中四国サミット（中国・四国9県知事、中国・四国経済連合会会長）